

長和町いじめ防止基本方針

平成30年4月

長和町

長和町教育委員会

目次

| | |
|-----------------------------------|---|
| はじめに | 1 |
| 1 いじめの防止等の対策基本方針..... | 1 |
| (1) いじめ防止の基本理念..... | 1 |
| (2) いじめの定義..... | 1 |
| (3) いじめの防止等の対策の責務..... | 2 |
| 2 長和町におけるいじめの防止等の対策の基本的な取り組み..... | 2 |
| (1) いじめ問題対策連絡協議会の設置..... | 2 |
| (2) いじめの未然防止のための取り組み..... | 2 |
| (3) いじめの早期発見に向けた取り組み..... | 2 |
| 3 学校におけるいじめの防止等の対策の取り組み..... | 3 |
| 4 重大事態への対処..... | 3 |
| (1) 重大事態の報告..... | 3 |
| (2) 調査主体..... | 3 |
| (3) 調査組織..... | 3 |
| (4) 調査の実施..... | 4 |
| (5) 調査結果の提供..... | 4 |
| (6) 調査結果の報告..... | 4 |
| 5 町長の対応..... | 4 |
| (1) 再調査..... | 4 |
| (2) 再調査の結果を踏まえた措置等..... | 5 |
| 6 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項..... | 5 |
| 【フローチャート】 重大事態発生時の報告・調査の流れ..... | 6 |

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

長和町では、町、学校、地域住民、家庭その他の関係者が連携し、児童の尊厳を守り、いじめ防止に取り組むため、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第12条の規定に基づいて、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「長和町いじめ防止基本方針」を策定します。

1 いじめの防止等の対策の基本方針

(1) いじめ防止の基本理念

いじめの防止等の対策は、いじめがすべての児童に関わる問題であるという認識に立ち、児童が安心して日常生活に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなることを目指して行うことが重要です。

また、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることを、児童が十分理解できるように行うことが必要です。

いじめの防止等の対策は、国、県、町、学校、家庭、地域住民、さらにはその他の関係者、関係機関が連携して取り組むことが大切です。

(2) いじめの定義

いじめの定義は、法第2条において次のとおり規定されています。

| |
|---|
| この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 |
|---|

※「一定の人的関係」とは、学校・学級や地域活動、塾、スポーツクラブ等当該児童がかかわっている仲間や集団の中の人的関係をいう。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のみならず、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすること等を意味する。

※「心身の苦痛を感じている」と思われるもの、いわゆるグレーゾーンの状況であっても、まず「いじめ」であるとして対処する。

※具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌がることを言われる
- ・ 仲間はずれ、個人・集団から無視をされる

- ・ 軽くあるいはひどくぶつかられる、叩かれる、蹴られる
- ・ 金品をたかられる、隠される、盗まれる、壊される、捨てられる
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされる、させられる
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされるなど

(3) いじめの防止等の対策の責務

- ①長和町教育委員会は、いじめ防止の基本理念に基づき、学校におけるいじめの防止等の対策のために必要な措置を講ずる責務があります。
- ②学校及び学校の教職員は、いじめ防止の基本理念に基づき、保護者、地域、関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止等の対策に取り組むとともに、当該学校の児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務があります。
- ③保護者は、子の教育について第一義的責任があり、その保護する子がいじめを行うことがないように、規範意識を養うための指導を行うよう努めます。また、その保護する子がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護します。さらに、保護者は、国、県、町及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めます。

2 長和町におけるいじめの防止等の対策の基本的な取り組み

(1) いじめ問題対策連絡協議会の設置

長和町では、いじめの防止等に関する関係機関の連携強化を図るため、町教育委員会、学校関係者、中央児童相談所、長野地方法務局又は上田支局、上田警察署、その他の関係者により構成される、「長和町いじめ問題対策連絡協議会」を設置します。

(2) いじめの未然防止のための取り組み

- ①児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を養うために、すべての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を促します。
- ②いじめの防止のための、児童が自主的に行う活動に対する支援をし、児童にいじめを防止することの重要性を理解させるための啓発を推進します。
- ③いじめ防止等に関する研修について、資質能力の向上を図るため、各学校における校内研修の充実や校外での研修会等への積極的な参加を促します。
- ④いじめを防止することの重要性やいじめに係る相談体制等について、広報紙等により広報及び啓発活動を行います。

(3) いじめの早期発見に向けた取り組み

- ①学校におけるいじめ防止のための取り組みを把握するとともに、適切な対応への支援を行います。
- ②国・県や民間で実施している相談機関の紹介を児童や保護者へ周知します。
- ③児童や保護者が、日ごろから気軽に相談できる環境を整えるため、心の相談員の配

置やスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの派遣等を行います。

3 学校におけるいじめの防止等の対策の取り組み

学校は法第13条の規定に基づいて「学校いじめ防止基本方針」を策定し、具体的な取り組みを行います。さらに、いじめ防止、いじめの早期発見・早期対応等を組織的に行うため、法第22条に基づき、校内に「いじめの防止等の対策のための組織」を設置し、校長のリーダーシップのもと教職員が一致協力するとともに、町教育委員会や関係機関とも連携し、学校の実情に応じたいじめ防止等の取組を推進します。

4 重大事態への対処

いじめ防止対策推進法第28条に規定する下記のような重大事態が発生した場合は、いじめられた児童を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応することが必要です。

第28条第1項

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※児童生徒が自殺を企図した場合 ※身体に重大な傷害を負った場合

※金品等に重大な被害を被った場合 ※精神性の疾患を発症した場合

※年間30日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に報告、調査

※その他児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

(1) 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、「いじめの防止等の対策のための組織」を中核とした組織で対応するとともに、直ちに町教育委員会に報告します。報告を受けた町教育委員会は重大事態の発生を町長に報告します。

(2) 調査主体

法第28条の調査の主体は、学校が主体となって行う場合と、町教育委員会が主体となって行う場合が考えられるが、それまでの経緯や事案の特性、いじめられた児童や保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと町教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、町教育委員会が主体となって調査を実施します。

(3) 調査組織

町教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときには、速やかにその下に組織を設けます。

- ・ 学校が調査の主体となる場合は、学校組織を母体として、事態の性質に応じて専門家を加えます。また、町教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行います。
- ・ 町教育委員会が主体となる場合は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図り、公平性・中立性・客観性を確保します。必要に応じて県教育委員会に対し、調査組織の設置並びに専門的知識及び経験を有する者の候補者等について助言や支援を要請します。

（４）調査の実施

重大事態に至った要因となったいじめ行為が、いつから、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したかという事実関係を明確にします。その際は、因果関係の特定を急がずに、客観的な事実関係を速やかに調査します。町教育委員会や学校は、調査主体に対して積極的に資料を提供し、いじめの事実関係の明確化に協力します。

（５）調査結果の提供

町教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為はいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのような対応をしたか）について、調査の途中経過もいじめを受けた児童や保護者に対して適時・適切な方法で説明します。

なお、これらの情報提供に当たっては、町教育委員会と学校は、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

（６）調査結果の報告

調査結果については、町教育委員会から町長に報告します。上記（５）の説明を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて町長等に送付します。

5 町長による対応

（１）再調査

報告を受けた町長は、この報告に係る重大事態への対処又はこの重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができます。

再調査の組織構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図り、公平性・中立性・客観性を確保します。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

町長及び町教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとします。

また、再調査を行ったときは、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保した上で、町長は、その結果を議会に適切に報告します。

6 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

町教育委員会は、町のホームページにおいて、町基本方針を公表するとともに、学校における学校基本方針の策定状況を確認し、公表します。

また、いじめ防止等の取組の状況を踏まえ、必要に応じて町基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。